

保証、定型約款、錯誤/ 改正民法のポイント（1）

Index

- 1 改正民法が公布！
 - 2 保証
 - 3 定型約款
 - 4 錯誤（意思表示の瑕疵）
-

1 改正民法が公布！

改正民法（以下「改正法」）が2017年6月2日に公布されました。改正法の施行日は2020年4月1日です（「民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成29年政令309号））。時間的な猶予がありそうですが、今回の改正は広範かつ多岐にわたるため、経営に与える影響は小さくありません。

そのため、改正法の全体像を理解・整理し、自社に影響のある契約、事務および顧客対応を洗い出して見直すには、相当な人員・時間を要するので、漏れのない対応を行うためには、早めにスケジュールを立てて作業を進めていくことが肝要となります。

本改正は広範かつ多岐にわたる内容ですが、中には従来の判例や法令解釈を明文化したもので、実務への影響がほとんどないものもあります。本シリーズでは、そのような改正点を除き、ルールが変わり、実務上留意が必要なものを中心に紹介します。

今回は、契約締結時に影響の大きな保証、定型約款、錯誤（意思表示の瑕疵）に関する改正のポイントを紹介します。

2 保証

1) 個人根保証契約

改正法では、保証人の保護を拡充する目的で、保証の際のルールが見直されました。

改正法では、全ての個人根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの）に極度額を付すことが求められ、極度額の定めがなければ根保証契約が無効になることとされました。

旧法第465条の2では、根保証契約のうち、個人貸金等根保証契約（要は、貸金等債務（金銭の貸し渡しおよび手形割引を受けることによって負担する債務）について個人が根保証するもの）についてのみ、極度額を付すことが求められていました。しかし、改正法では、貸金等に限らず、個人根保証契約である場合には、全て極度額を定めることが求められます。極度額の定めがなければ、保証の効力が生じません（改正法第465条の2第2項）。

企業としては、個人根保証契約の有無を確認し、該当するものがあれば、ひな型に極度額の記載を追加して、今後締結する契約については極度額を定めるなどの対応を取る必要があります。特に、不動産賃貸借契約では、これまで借借人の債務を個人（親族等）が根保証することが一般的によく行われていましたので、今後は極度額を設定する必要があります。また、継続的取引契約における代金債務も、個人が根保証しているケースが多いので同様に極度額の設定が必要になります。

その際、極度額があまりに高額となる場合には、公序良俗違反として無効になる可能性がありますので、極度額設定においては、場合によっては、弁護士等の専門家のアドバイスを踏まえて決定するほうが良い場合もあるでしょう。

なお、施行日前に締結された契約が、更新または再契約によって続く場合も留意が必要です。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。